



山形県公報

令和4年2月8日(火)
第279号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……77
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会 計 局) ……同

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……78
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……79
- 一般競争入札の公告……………(企 業 局) ……80

## 告 示

### 山形県告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和4年2月17日山形市に招集する。

令和4年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第84号

昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 受注者は、印刷物(製造を行う上で得られた記録等を含む。)を使用し、若しくは複製し、又は当該印刷物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第2項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条第1項第1号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第18条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和4年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番        | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|----|------------|
| 鶴岡市由良字スカ田115  | 田  | 747        |
| 鶴岡市由良字スカ田116  | 田  | 608        |
| 鶴岡市由良字コタ田51   | 田  | 1,709      |
| 鶴岡市由良字コタ田52-1 | 田  | 485        |

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和4年4月 | 5年   | 53,235円      |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和4年2月22日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和4年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番           | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------|----|------------|
| 南陽市金山字明神前5389番 1 | 田  | 1,175      |

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和4年4月 | 10年  | 105,750円     |

- 5 その他  
この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和4年2月22日までに意見書を提出することができる。
  - (1) 意見書の記載事項
    - イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
    - ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
    - ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
    - ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
    - ホ 意見の趣旨及びその理由
    - ヘ その他参考となるべき事項
  - (2) 意見書の提出先  
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和4年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------------|----|------------|
| 西置賜郡白鷹町大字浅立字三百刈6376番 1 | 田  | 986        |

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和4年4月 | 5年   | 73,950円      |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和4年2月22日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年2月8日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所 3階会議室
- (2) 日時 令和4年3月23日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 1,495,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から令和5年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局村山電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年2月22日（火）午前10時までに山形県企業局村山電気水道事務所総務課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 1,495,000 kg

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 23, 2022

(3) Contact point for the notice: Murayama Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 10-5 Yoshikawa, Nishikawa-machi, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 990-0711 Japan TEL 0237(74)3207

令和4年2月8日印刷 発行所 山形県庁  
令和4年2月8日発行 発行人 山形県